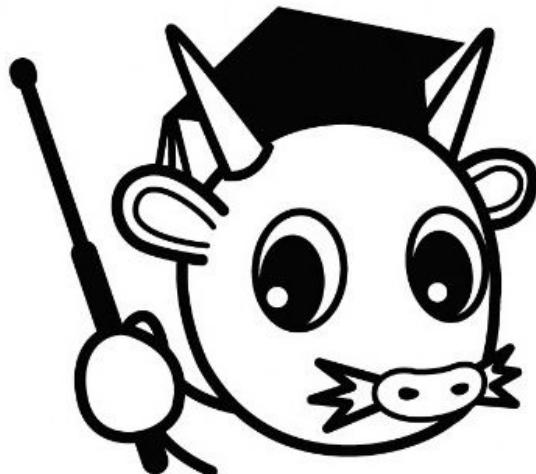


特定生産緑地制度・指定の手引き

この手引きは、平成8年度（平成8年4月1日から平成9年3月31日まで）に指定された生産緑地の所有者を対象に、「特定生産緑地制度」の内容及び指定の手続き等についてご案内するものです。



令和7年3月

指定の検討や提出書類の記載についてのお問い合わせは・・

さいたま市都市局みどり公園推進部みどり推進課

電話：048-829-1414 FAX：048-829-1979

E-mail：midori-suishin@city.saitama.lg.jp

～ はじめに ～

指定から30年を経過する生産緑地は、それを理由にいつでも買取申出ができるようになる一方で、税負担が上昇するなど、営農を継続される皆様にとって、農地を所有し続けることが難しくなるといった課題が生じます。

このため、平成29年に生産緑地法が改正され、「特定生産緑地制度」が創設されました。

生産緑地は農業生産の場であると同時に、身近な農業体験の場や災害時の防災空間など多様な機能を発揮する「グリーンインフラ」として、都市における重要な役割を担っています。

今後も生産緑地を良好な農地として守り、「都市にあるべき緑」として豊かで潤いのある生活環境を保全・創出するため、特定生産緑地制度の活用をぜひご検討ください。

月 次

1. 特定生産緑地制度について

(1) 特定生産緑地制度とは

指定から30年を経過する生産緑地について、所有者等の同意を得て、特定生産緑地として10年指定する制度です。

特定生産緑地に指定しなかった場合においても、引き続き生産緑地法の適用を受けることになりますが、特定生産緑地と比較すると税負担など様々な面で大きく異なります。

① 特定生産緑地に「指定する」と・・・

ア) 相続税の納税猶予や固定資産税等の税に関する優遇が継続されます。

イ) 10年経過前であれば、繰り返し10年の延長ができます（同意が必要）。

ウ) 指定期間中は、主たる農業従事者の「死亡」または「故障（ケガ・病気）」に該当しない限り、特定生産緑地の買取申出をすることができません。

② 特定生産緑地に「指定しない」と・・・

ア) 相続税の納税猶予や固定資産税等の税負担が大きく変わります。

イ) 市に対し、指定から30年経過を理由にいつでも買取申出をすることができます。

※生産緑地法に基づく管理義務や行為制限などは引き続き適用されます。

【特定生産緑地と生産緑地の比較】

	特定生産緑地に「指定する」 【特定生産緑地】	特定生産緑地に「指定しない」 【生産緑地】
固定資産税 都市計画税	農地評価・農地課税 (現状の税負担と同じ)	宅地並み評価・宅地並み課税 (5年間の激変緩和措置あり ※1)
相続税の納税猶予	可	不可 ※2
買取申出の理由 (解除)	主たる農業従事者の死亡・故障	指定から30年経過 (いつでも可能)
	申出基準日から10年経過	
義務・制限	農地としての管理義務・建築等の行為制限	

※1 特定生産緑地に指定しなかった生産緑地については農地課税から、宅地並み課税となります。ただし、急激な税負担を防ぐ観点から、激変緩和措置（課税標準額に初年度：0.2、2年目：0.4、3年目：0.6、4年目：0.8の軽減率を乗じる措置）が適用されます。

※2 現世代の納税猶予のみ適用されます。次の相続以降は納税猶予を適用できません。

(2) 指定要件

特定生産緑地の指定の主な要件は以下の3つです。

- ① 生産緑地地区に指定されていること。
- ② 農地等（※）として適切に管理されていること。

（※）生産緑地法第2条に規定する農地及び採草放牧地、林業の用に供される森林等

- ③ 指定を受けようとする生産緑地に係る「土地所有者を含む農地等利害関係人」の同意が得られること。

(3) 「土地所有者を含む農地等利害関係人」について

(2)③の土地所有者を含む農地等利害関係人とは、生産緑地に対し下表の権利を有する方です。

No.	権利の種類	備考
1	所有権	所有者が死亡している場合は法定相続人
2	地上権	公共施設設置による地上権は（注1）参照
3	賃借権（注2）	使用賃借権は含みません。
4-1	永小作権、先取特権、質権、抵当権（4-2以外）	
4-2	相続税納税猶予による抵当権（財務省が抵当権者のもの）	相続税納税猶予を受けた場合に設定（注1）参照

1から4の権利に関する仮登記や差押えの登記、農地等に関する買戻しの特約がある場合、登記権者は利害関係人に当たりますので同意が必要です。

（注1）上下水道や道路、送電線、鉄軌道等の設置に伴う「地上権」及び相続税納税猶予による「抵当権」に係る同意は、市が一括して取得しますので、所有者が直接同意を得る必要はありません。

（注2）農地法第16条の対抗要件を有している場合は、登記がなくても農地等利害関係人にあたります。

農地等利害関係人は、全部事項証明書（土地登記簿謄本）の権利部（甲区・乙区）で確認することができます。
※ただし、賃借権については確認できない場合もあります。



(4)特定生産緑地の指定を推奨する例

特定生産緑地の指定は、税負担の緩和など農業を継続するうえで大きな利点があります。

例えば以下の事例に該当される方は、特定生産緑地の指定を特にお勧めします。

■相続税等の納税猶予を受けている場合

買取申出を行った場合は、これまで納税を猶予していた相続税及び猶予に伴う利子税を納めなければならない可能性があります。詳しくは管轄の税務署へお問い合わせください。

■引き続き農業を継続しようとする場合

特定生産緑地の指定がないと、固定資産税等が宅地並み課税となってしまいます。
(激変緩和措置の適用あり) 今後も農業を継続しようというお考え方の方、あるいは農地としての維持管理が可能な方は、特定生産緑地の指定をご検討ください。

①相続税等の納税猶予を受けている場合や、②引き続き農業を継続しようとする場合は、特定生産緑地の指定をお勧めします。



2. 特定生産緑地の指定手続き等について

(1) スケジュール及び受付期限

特定生産緑地の指定のスケジュールは以下のとおりです。

特定生産緑地の指定は、生産緑地の指定から 30 年経過する日までに行う必要があります。30 年経過後は指定できませんので、以下の受付期限までに必ず手続きを行ってください。

① スケジュール（作業手順）

No.	主体 (誰が)	手 順
1	市	生産緑地所有者に関係書類を送付 【今回】
2	所有者	同意確認書等を市に提出 【9月末まで】
3	市	都市計画審議会に意見聴取 【令和7年 11 月予定】
4	市	特定生産緑地の告示 【令和8年 3 月末予定】
5	市	通知の送付 【令和8年 3 月末予定】

② 同意確認書の受付期限

※所有者が農地等利害関係人全員の同意を得て、市に提出してください。

なお、所有者が複数いる場合は代表者が提出してください。

受付期限：令和7年9月30日（火）まで

同意確認書等に不備があると再提出をお願いするがあるため、早めのご提出をお願いします。



③ 受付方法

原則郵送（9月30日当日消印有効）にてご提出ください。

(2) 特定生産緑地の指定を「希望する」場合の必要書類

① 特定生産緑地の指定を「希望する」場合は、下表1～4の書類の他、必要に応じて5～7の書類を提出してください。（その他追加書類の提出を求める場合があります。）

■必ず提出する書類

No.	書類等名称	備考	取得方法
1	特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書	署名又は記名押印してください。	市から郵送
2	全部事項証明書（土地登記簿謄本）	発行から3か月以内のものを添付してください。	法務局
3	公図		法務局
4	所有者・農地等利害関係人全員の本人確認書類の写し 【氏名、住所が確認できるもの】	運転免許証、住民票の写し、介護保険被保険者証等 ※法人の場合は登記書類、印鑑証明書等	—

■必要に応じて提出する書類

No.	書類を追加する理由	書類等名称	取得方法
5	上表1と2に記載の住所が異なる場合	該当者の戸籍の附票、住所変更証明書など（発行から3か月以内のものを添付してください。） ※土地登記簿謄本に記載されている住所から現在の住所までの履歴がわかる公的な書類	区役所 または 支所等
6	一筆の一部を指定する場合 ※本手引きP12・Q19参照	測量図（土地家屋調査士等に依頼）	—
7	土地区画整理事業地内の場合	仮換地指定通知の写し ※仮換地指定通知がない、または仮換地指定がされていない場合は、みどり推進課までご相談ください。	土地区画 整理事業 施行者等

② 相続登記未了の生産緑地の場合

生産緑地の所有者や農地等利害関係人が死亡し、相続登記がなされていない場合は、上記①の書類に加えて相続人（あるいは法定相続人全員）の同意が必要となる他、添付書類も複雑となります。

このため、相続登記未了の生産緑地については、できるだけ相続登記完了後に必要書類を準備いただきますようお願いします。

受付期限までに相続登記が完了しない場合はみどり推進課までご相談ください。

相続登記をしない場合は、上記①以外に次ページの書類が必要となります。

(ア) 遺産分割協議書による場合

1	遺産分割協議書の写し	相続人全員と該当生産緑地の記載があるページの写し (原本の場合は確認後返却します。)
2	相続人全員の印鑑登録証明書	遺産分割協議書に記載の相続人全員分が必要です。
3	法定相続情報一覧図	法務局で取得してください。
<p>※ 3「法定相続情報一覧図」を法務局で取得しない場合は、4と5も提出してください。</p>		
4	被相続人の出生から死亡までがわかる戸籍（除籍謄本・改製原戸籍謄本等）	
5	相続人全員の戸籍謄本及び戸籍の附票	

(イ) 公正証書遺言による場合

1	公正証書遺言	該当する生産緑地及び相続人の記載があるページの写し (原本の場合は確認後返却します。)
2	被相続人の除籍謄本または住民票の除票	
3	法定相続情報一覧図	法務局で取得してください。
<p>※ 3「法定相続情報一覧図」を法務局で取得しない場合は、4も提出してください。</p>		
4	除籍謄本又は住民票の除票	

(ウ) 上記のいずれにも該当しない場合 ◎法定相続人全員の同意が必要です。

1	法定相続情報一覧図	法務局で取得してください。
<p>※ 1「法定相続情報一覧図」を法務局で取得しない場合は、2と3も提出してください。</p>		
2	被相続人の出生から死亡までがわかる戸籍（除籍謄本・改製原戸籍謄本等）	
3	相続人全員の戸籍謄本及び戸籍の附票	

(※) 法務局が発行する「法定相続情報一覧図」について

法務局が発行する「法定相続情報一覧図」とは、相続人が法務局（登記所）に提出した必要書類を基に、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明したものです。

◎詳しい内容は、法務局ホームページをご覧ください。

(3) 特定生産緑地の指定を「希望しない」場合の必要書類

所有する生産緑地の全部または一部について、特定生産緑地への指定を「希望しない」場合は、下表1、2の書類の他、必要に応じて3の書類を提出してください。受付期限及び受付方法は(1)と同様です。（その他追加書類の提出を求める場合があります。）

■必ず提出する書類

No.	書類等名称	備考	取得方法
1	特定生産緑地指定を希望しないことの確認書	署名又は記名押印してください。	市から郵送
2	所有者の本人確認書類の写し 【氏名、住所が確認できるもの】	運転免許証、住民票の写し、介護保険被保険者証等 ※法人の場合は登記書類、印鑑証明書等	-

■必要に応じて提出する書類

No.	書類を追加する理由	書類等名称	取得方法
3	上表1と2に記載の住所が異なる場合	該当者の戸籍の附票、住所変更証明書など（発行から3か月以内のものを添付してください。） ※土地登記簿謄本に記載されている住所から現在の住所までの履歴がわかる公的な書類	区役所 または 支所等

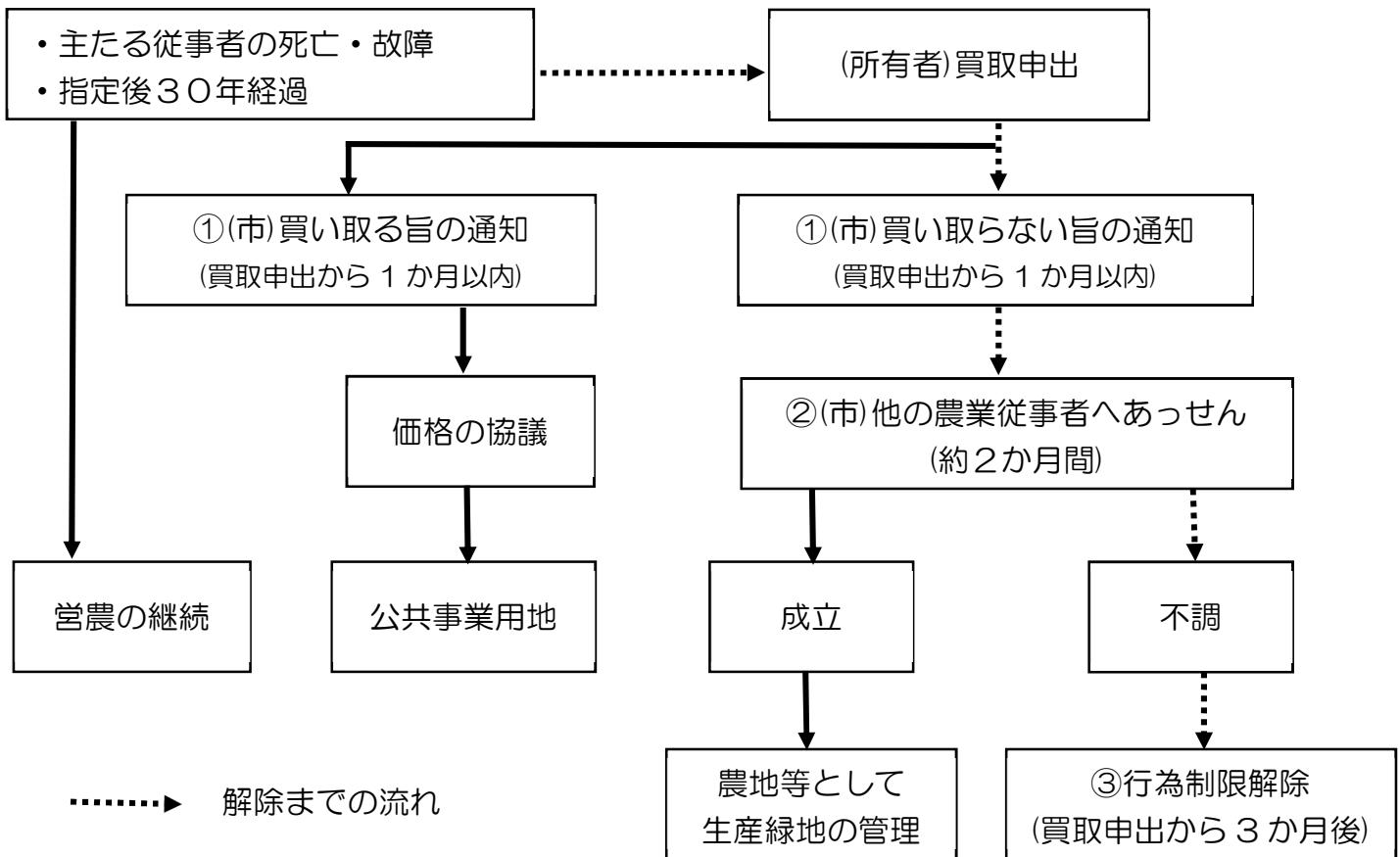
この確認書の提出をもって、生産緑地が廃止されるものではありません。

生産緑地の廃止を希望する場合は、買取申出の手続きをしていただく必要がありますのでご注意ください。

例えば、平成8年12月27日に指定された生産緑地を廃止したい場合は、令和8年12月27日以降に30年経過を理由に買取申出をする必要があります。



(参考)買取申出の流れ



①買取申出のあった土地の形状、規模、周辺の土地利用の状況等の事情を勘案し、申出から1ヶ月以内に、市の買取の有無を書面で通知します。

②市で買取らない場合、他の農業従事者が当該生産緑地を取得できるように、農業委員会に約2ヶ月間のあっせんを依頼します。

③買取申出の日から起算して3ヶ月以内に所有権移転（相続やその他の一般承継による移転を除く。）が行われなかったときは、行為制限が解除になります。

※相続税の納税猶予を受けていて買取りを申し出た場合、相続税の納税猶予が中断され、相続税等を支払わなければならぬ場合があるので、税務署（P17 参照）に相談をしてください。

3. Q & A (よくある質問)

◆ 制度について

Q1	特定生産緑地の効力が生じるのはいつからですか？
A1	生産緑地が指定された日から起算して 30 年経過した日からです。
Q2	生産緑地を相続した場合、30 年経過を理由とした買取申出が可能となるのはいつからですか。
A2	生産緑地の指定はその土地に対して行われるため、相続の有無に関わらず、当初の指定を受けた日から 30 年経過後に買取申出が可能となります。
Q3	生産緑地でない農地等も特定生産緑地に指定できますか？
A3	現在生産緑地に指定されていない農地等は特定生産緑地に指定することはできませんが、生産緑地として追加指定することは可能です。
Q4	特定生産緑地に指定された後は 10 年毎に自動更新されますか？
A4	自動更新はされません。10 年経過する前に所有者に通知しますので、更新の有無について手続きをしていただく必要があります。
Q5	納税猶予を受けて営農している場合も特定生産緑地の手続きが必要ですか？
A5	相続税の納税猶予と特定生産緑地制度は別の制度であるため、特定生産緑地に指定する場合は手続きが必要です。なお、特定生産緑地に指定しない場合、納税猶予は現世代のみ適用され、次世代の方は納税猶予を受けることができません。
Q6	特定生産緑地でも買取申出をすることができますか？
A6	主たる農業従事者の死亡、故障といった理由がある場合や、申出基準日から 10 年経過した後に買取申出をすることができます。
Q7	「特定生産緑地に指定しない生産緑地」を選択するメリット（利点）はありますか？
A7	「特定生産緑地に指定しない生産緑地」は、30 年経過を理由にいつでも買取申出をできるようになります。しかし、固定資産税等が宅地並み課税となるほか、相続税等の納税猶予は現世代しか適用されなくなります。

◆ 指定手続き

Q8	平成8年度以降に指定された生産緑地もまとめて特定生産緑地の指定を申請できますか？
A8	今回の受付は平成8年度指定のものに限ります。平成8年度以降に指定された生産緑地については、みどり推進課からの通知が届くまでお待ちください。
Q9	一筆に複数の所有者がいる場合、誰が書類を提出すればよいですか？
A9	共有名義の場合、共有者全員に同じ書類をお送りしますので、代表の方を決めていただき、その方が全員の同意をとりまとめて関係書類を提出してください。指定に関する意向がまとまっている場合は、共有者各々から関係書類を提出していただきても差し支えありません。
Q10	特定生産緑地の指定を希望しても、指定されない場合はありますか？
A10	農地として適正管理が行われていないものは指定しない場合があります。
Q11	公図は1筆に対して1枚ずつ提出ですか？
A11	1枚の公図に指定希望農地の全てが表示されていれば、1枚でも差し支えありません。
Q12	全部事項証明書（土地登記簿謄本）と公図は登記情報提供サービスで取得したものでもよいですか？
A12	登記官の印影がないため認められません。
Q13	市から届いた一覧表に記載された生産緑地の地積が、実際の所有地の地積と異なります。どうしたらよいですか？
A13	確認いたしますので、お手数ですがみどり推進課にお問合せください。
Q14	農地等利害関係人が複数名おり、一枚の同意確認書で同意を取得するには時間に余裕がない時はどうすればよいですか？
A14	各々で同意確認書を作成していただきても差し支えありません。
Q15	筆毎に農地等利害関係人が異なる場合でも、一枚の同意確認書で同意を取得してよいですか？
A15	一枚の同意確認書で取得していただきても差し支えありません。また、農地等利害関係人ごとに同意確認書を作成していただきても差し支えありません。
Q16	所有している生産緑地の地積の合計が300m ² 未満ですが指定できますか？
A16	地積の合計が300m ² 未満の場合は、隣接地と併せて生産緑地地区の指定をしていることが考えられます。この場合、特定生産緑地の指定はできます。ただし、隣接地の生産緑地が廃止となった場合は、ご自身が所有する生産緑地は面積要件割れとなり廃止となります。

Q17	「あなたが所有する生産緑地の一覧表（平成8年度指定分）」に記載の「所在」欄の『～番の一部』や『～番筆区1』等はどのような意味ですか？
A17	1筆のうち一部が生産緑地に指定されているという意味です。
Q18	申請内容の変更や取消をしたい場合、どのようにすればよいですか？
A18	みどり推進課にご相談ください。
Q19	一部指定の土地のすべてを特定生産緑地へ指定したい時も測量図が必要ですか？
A19	<p>一部指定されている土地の全てを指定したい場合、測量図は不要です。 以下のような事例では原則として分筆または測量図の提出をお願いします。</p> <p>① 筆全体を生産緑地に指定している→ 筆の一部を特定生産緑地に指定する。</p> <p>② 筆の一部を生産緑地に指定している→ さらに一部を特定生産緑地に指定する。</p> <p>その他個別に測量図の提出が必要になる場合があります。</p>
Q20	書き間違えた場合どのように修正したらよいですか？
A20	間違えた部分を二重線で取り消してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

◆ 同意について

Q21	農地等利害関係人の中に亡くなった方が含まれる場合、その方の分の同意は不要ですか？
A21	特定生産緑地の指定の手続きまでに相続登記を済ませていただき、新しく登記された方の同意が必要になります。受付期限までに相続登記が間に合わない場合は、農地等利害関係人の相続人（相続人が未定の場合は法定相続人全員）の同意の取得が必要となります。
Q22	農地等利害関係人全員から同意が得られない場合はどうなりますか？
A22	農地等利害関係人一部の同意のみでは申請を受理できません。受付期限までに全員の同意を得ることが指定するための条件となります。
Q23	未登記で農地を貸している場合、借りている人が農地等利害関係人に該当しますか？
A23	農業委員会に届出をして賃借契約を結んでいる場合、未登記でも農地等利害関係人に該当します。なお、使用賃借権は対象外です。
Q24	農地等利害関係人の同意について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を適用している場合の賃借人の同意も必要ですか？
A24	賃借権を設定している場合は必要です。
Q25	金融機関等の抵当権が設定されていますが、同意書は必要ですか？
A25	同意が必要となりますので、債権者に同意確認書への記入と印鑑登録証明書の提出を依頼してください。
Q26	相続税等の納税猶予を受けている場合、税務署に同意を得る必要がありますか？
A26	市が同意を取得しますので、所有者が税務署に対し同意を得る必要はありません。

◆税について

Q27	相続税の納税猶予を受けている生産緑地を特定生産緑地に指定せずに生産緑地の指定から30年経過した場合、納税猶予はどうなりますか？
A27	現在の相続人に限り納税猶予が継続されます。
Q28	納税猶予を受けている土地の賃借はできますか？
A28	都市農地の賃借の円滑化に関する法律が制定され、相続税の納税猶予を受けたままで農地を貸すことができるようになりました。申請が必要となるので、詳細は市農業政策課（TEL：048-829-1376）へお問い合わせください。
Q29	「特定生産緑地に指定しなかった生産緑地」の固定資産税・都市計画税はどうなりますか？
A29	特定生産緑地に指定しなかった生産緑地については農地課税から、宅地並み課税となります。ただし、急激な税負担を防ぐ観点から、激変緩和措置（課税標準額に初年度：0.2、2年目：0.4、3年目：0.6、4年目：0.8の軽減率を乗じる措置）が適用されます。

◆その他

Q30	土地区画整理事業地内のは場合は公図ではなく、区画整理施行者から取得できる図面でよいですか？
A30	土地区画整理事業地内の場合であっても、法務局にて従前地の公図を取得してください。
Q31	土地区画整理事業地内で従前地の仮換地先が2つになる土地があり、仮換地先の片方のみ特定生産緑地に指定したい場合はどうすればよいですか？
A31	土地区画整理事業の施行者にご相談のうえ、従前地分筆または測量図の作成をお願いします。

4. 確認書の記入例

特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書

【記入例】

提出日を記入します。

年 月 日

(宛先) さいたま市長

所有者の住所・氏名です。所有者が複数人の場合は、代表者が記入します。

申請者

住 所

さいたま市西区内野本郷〇〇

氏 名

さいたま 太郎

※本人が署名しない場合は記名押印してください。

(連絡先 : - - - -)

特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書

下記の生産緑地の特定生産緑地への指定について登記通りに記入してください(大字・字を省かない)。確認しましたので合わせて申請します。

1. 特定生産緑地指定を希望する生産緑地

番号	所在	地積 (m ²)	生産緑地 指定日	備考
1	西区 大字内野本郷 字前原 〇〇番	〇〇	平成〇年〇月〇日	
2	【1筆の一部のみ指定したい場合】 西区 大字指扇 字増永 〇〇番の一部	〇〇	平成〇年〇月〇日	
3				
4	区画整理地内の場合には、従前地を記入してください。			特定生産緑地に指定を希望する地積を記入してください。
5				
6				

鉛筆や消せるボールペンは使用不可です。消すことのできないペンで記入してください。
書き間違えた場合は二重線で取り消してください。修正ペンや修正テープは使用不可です。

※特定生産緑地指定を希望する生産緑地が表に入りきらない場合は、続き欄1をご利用ください。

2. 農地等利害関係人の同意

権利種別	住 所 ・ 氏 名
所・抵 他 ()	さいたま市西区内野本郷〇〇 さいたま 一郎
所・抵 他 ()	さいたま市西区内野本郷〇〇 さいたま 花子
所・抵 他 (賃借権)	さいたま市西区清河寺〇〇 さいたま 次郎
所・抵 他 ()	さいたま市西区佐知川〇〇 〇〇銀行 〇〇支店 〇〇 〇〇
所・抵 他 ()	

※農地等利害関係人の記載がある場合は、権利の証明ができる書面を添付してください(未登記の場合に限る)。

※農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、続き欄2をご利用ください。

※所:所有権 抵:抵当権 に〇をつけるか 他:()内に権利名称を記載してください。

※相続税の納税猶予による抵当権、公共施設設置による地上権は市で一括して同意を取得しますので記入不要です。

特定生産緑地指定を希望しないことの確認書

【記入例】

(宛先) さいたま市長

提出日を記入します。

年 月 日

申請者	住 所	さいたま市西区内野本郷〇〇
	氏 名	さいたま 太郎

所有者の住所・氏名です。所有者が複数の場合は、代表者が記入します。

※本人が署名しない場合は記名押印してください。

(連絡先 : — — —)

特定生産緑地指定を希望しないことの確認書

以下の内容を確認した上で、いずれかの□にレ印を記入してください。

私の所有する全ての生産緑地について特定生産緑地指定を希望しません。

次の生産緑地について、特定生産緑地への指定を希望しません。

番号	所在	地積 (m ²)	生産緑地 指定日	備考
1	西区 大字内野本郷 字前原 〇〇番			
2	【1筆の一部のみ指定しない場合】 西区 大字指扇 字増永 〇〇番の一部			
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

特定生産緑地に指定を希望しない地積を記入してください。

土地区画整理事業地内の場合は、
従前地を記入してください。

※ この確認書の提出をもって生産緑地が廃止されるものではありません。

※ この確認書の提出後、特定生産緑地の指定を希望する場合はみどり推進課までご連絡ください。

5. 各種問い合わせ先

○生産緑地制度・特定生産緑地制度について

さいたま市 都市局 みどり公園推進部 みどり推進課 緑地保全係
(TEL : 048-829-1414 ／ FAX : 048-829-1979)

○生産緑地指定の有無や指定の時期の確認について

- ・さいたま市 都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課
[西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区]
(TEL : 048-646-3179 ／ FAX : 048-646-3188)
- ・さいたま市 都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課
[中央区・桜区・浦和区・南区・緑区]
(TEL : 048-840-6179 ／ FAX : 048-840-6189)

○固定資産税・都市計画税について

- ・さいたま市 北部市税事務所 資産課税課
[西区・北区・大宮区]
(TEL : 048-646-3114 ／ FAX : 048-646-3164)
[見沼区・岩槻区]
(TEL : 048-646-3115 ／ FAX : 048-646-3164)
- ・さいたま市 南部市税事務所 資産課税課
[中央区・桜区・浦和区]
(TEL : 048-829-1570 ／ FAX : 048-829-1916)
[南区・緑区]
(TEL : 048-829-1571 ／ FAX : 048-829-1916)

○相続税の納税猶予の特例について ※自動音声でご案内します。

- ・大宮税務署 [西区・北区・大宮区・見沼区]
(TEL : 048-641-4945 代表)
- ・浦和税務署 [中央区・桜区・浦和区・南区・緑区]
(TEL : 048-600-5400 代表)
- ・春日部税務署 [岩槻区]
(TEL : 048-733-2111 代表)

○主たる農業従事者について

さいたま市 農業委員会事務局 農業振興課 管理・振興係
(TEL : 048-829-1805 ／ FAX : 048-829-1966)

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律について

さいたま市 経済局 農業政策部 農業政策課 農業政策係
(TEL : 048-829-1376 ／ FAX : 048-829-1944)